

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                  |
|---|------------------|
| ■ | : 当初提出時に入力する箇所   |
| ■ | : 上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | : 下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | : 必要に応じて適時入力する箇所 |

所属（課等）	都市計画課
連絡先（内線・外線）	3811
環境管理責任推進員	****
環境管理推進員	****
提出日	
当初提出日	令和4年6月14日
上半期提出日	令和4年10月14日
下半期提出日	令和5年4月19日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示**

- 勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	<input type="radio"/>
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	<input type="radio"/>
----------------------------	-----------------------

- 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	<input type="radio"/>
----------------------------	-----------------------

**II 職場研修の実施**

- 原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- 指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

**III 施設及び設備等の点検**

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。  第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。		公用車	2台 H16アクティ/H25アクティ
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するためにを行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したものを除く。）、スマート）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	1台リフレッシュルーム
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

#### IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（ブルダウンド選択回答）。

実施予定日	実施日	該当なし
実施人数	訓練内容	
名	実施時の写真撮影有無	

#### V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓ 徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓ 徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓ 徹底している

【環境目標 4】
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る
【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓ 徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の歩行・自転車の使用
【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓ 徹底している

## 【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」

※21% : 令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 →	310	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果  12.2%
年間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 →	2540	もう少し努力できる

## 【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

（例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55% : 令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	11	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果  64.7%
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数→	17	徹底されている

・該当所属のみ入力

## 【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 作成枚数 →	O	【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし
----------------	---	--

## VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

## 【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

公用車を運転する際に、エコドライブを実施するとともに標語を掲示し外部へPRする。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

各自エコドライブを意識しながら運転することができた。標語の掲示により周囲にも周知できた。

## VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

## 【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針		施策	
生活環境の保全と創造	健全な生活環境の保全		近隣環境問題への対応	
実施施策	開発事業における事前協議の実施	実施施策 詳細	開発事業における事前協議の徹底	担当G 開発指導G
年間計画（P） (当初入力)	開発事業については、「鈴鹿市開発事業指導要綱」等に基づき、関係各課と連携を図り、都市計画課が窓口となって意見調整を行うと共に、関係する法令に適合しているかを確認した上で、開発事業者に対して周辺環境に配慮するよう指導します。			
実施結果（D） (3月入力)	開発事業に対する事業区域内及び周辺への環境の配慮については、鈴鹿市開発事業指導要綱第19条の規定に基づき、環境及び景観の保全のため、緑地、生垣等の設置により開発事業区域内の緑化に努めた。			
評価（C） (3月入力)	開発事業区域の面積が3,000m <sup>2</sup> 以上のときは、区域面積の3%以上の公園又は緑地等を、中高層建築物（高さ12m以上）を建築するときは、区域面積の5%以上の公園又は緑地等の設置を指導することにより、開発事業区域内の緑化が実施できた。			
改善（A） (3月入力)	特になし。今後も今年度同様に、開発事業に対する事業区域内及び周辺への環境の配慮を行っていきたい。			
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている		①事業の継続	

# 環境活動報告シート 令和4年度

## 【環境基本計画 2】

基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		快適な生活環境の創造		良好な景観の形成	
実施施策	山や海が見える環境づくりの取り組み	実施施策 詳細	①景観づくり条例の事前相談による景観誘導 ②景観法の届出による景観誘導	担当G	計画・景観G
年間計画 (P) (当初入力)	「鈴鹿市景観計画」に基づき届出対象の建築物、工作物について、鈴鹿市景観づくり条例及び景観法による景観誘導を行う。（通年）				
実施結果 (D) (3月入力)	令和4年度については、令和5年3月末現在、景観法の届出通知33件に対し、景観計画の景観形成基準に適合するよう指導、助言を行った。				
評価 (C) (3月入力)	景観法の届出通知による景観誘導を図ることによって、自然・歴史・文化などの良好な景観資源への配慮と緑化の促進を図ることができます。				
改善 (A) (3月入力)	引き続き、自然・歴史・文化などに良好な景観資源への促進を図るために、景観法及び鈴鹿市景観づくり条例による景観誘導を行っていく。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている			①事業の継続	

## 【環境基本計画 3】

基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		快適な生活環境の創造		公園・緑地の整備	
実施施策	四季の道の延伸・充実	実施施策 詳細	四季の道の延伸・充実	担当G	計画・景観G
年間計画 (P) (当初入力)	平成5年に都市計画決定した「三日市・算所地区地区計画」の制度を活用し、北勢バイパスまでの地区について用地の確保に努めている。（通年）				
実施結果 (D) (3月入力)	平成5年に都市計画決定した「三日市・算所地区地区計画」の制度を活用し、北勢バイパスまでの地区について用地の確保に努めている。令和3年度の地区計画の届出は無かった。				
評価 (C) (3月入力)	現段階では地区計画制度による現道6mの範囲（壁面後退16m）の暫定的な指導となり、四季の道として歩行者専用道路の都市計画決定等確定されてもものではない。				
改善 (A) (3月入力)	北勢バイパスの事業化や民間開発動向等見極めつつ、計画の実現性を検討する。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている			①事業の継続	

## 【環境基本計画 4】

基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		快適な生活環境の創造		道路交通対策	
実施施策	公共交通機関等の利用促進	実施施策 詳細	①駅周辺施設の整備 ②利用促進啓発の実施 ③三重県鉄道網整備促進期成同盟会で	担当G	公共交通政策室
年間計画 (P) (当初入力)	・近鉄白子駅東とJR河田駅前トイレの維持管理及び伊勢鉄道中瀬古駅駅舎管理補助 ・総合交通時刻表作成及びイベント等での啓発活動 ・伊勢鉄道の利用促進				
実施結果 (D) (3月入力)	・駅周辺施設としてトイレの維持管理を継続的に行っている。 ・市内の公共交通機関の時刻表をすべて掲載した総合時刻表を作成し、令和5年4月5日号配布の広報すずかと併せて全世帯に配布予定である。				
評価 (C) (3月入力)	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い公共交通の利用者が大幅に減少する中、公共交通事業者への感染症対策に係る補助金も交付しながら、安心した公共交通に向けて利用促進を実施できた。				
改善 (A) (3月入力)	コロナ禍後の公共交通利用者の回復に向けての準備として、継続した感染症対策や公共交通機関等の利用者促進に向けて啓発をしていく。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている			①事業の継続	

## 【環境基本計画 5】

基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		快適な生活環境の創造		道路交通対策	
実施施策	公共交通機関等の利用促進	実施施策 詳細	C-BUSの円滑な運行	担当G	公共交通政策室
年間計画 (P) (当初入力)	移動困難者に交通手段を提供するとともに、公共交通の必要性や利用促進に努める。				
実施結果 (D) (3月入力)	・西部地域ならびに南部地域において安心・安全に運行した。 ・利用促進事業として、生活学校受講者において高齢者を対象に、また、子育て世代の親子を対象にバスの乗り方教室を開催した。				
評価 (C) (3月入力)	計画どおり実施できた。				
改善 (A) (3月入力)	・コミュニティバスをはじめ、市内公共交通機関の利用促進を図り、その維持に努める。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、イベントが縮小傾向にある中であっても、バスの利用に繋がるような取組みを行う。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている			①事業の継続	

## Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

- 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	○

- 上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                  |
|---|------------------|
| ■ | : 当初提出時に入力する箇所   |
| □ | : 上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | : 下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | : 必要に応じて適時入力する箇所 |

\*該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。		下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                  |
|---|------------------|
| ■ | : 当初提出時に入力する箇所   |
| □ | : 上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | : 下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | : 必要に応じて適時入力する箇所 |

\*該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	10人槽／合併／分離接触バッキ方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条、第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。  第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める净化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	10人槽／合併／分離接触バッキ方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	10人槽／合併／分離接触バッキ方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	10人槽／合併／分離接触バッキ方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

## 環境活動報告シート 令和4年度

5

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	10人槽／合併／分離接触バッキ方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500m以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	伊勢鉄道鈴鹿駅前駐車場50台／1,187 m <sup>2</sup>
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                  |
|---|------------------|
| ■ | : 当初提出時に入力する箇所   |
| ■ | : 上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | : 下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | : 必要に応じて適時入力する箇所 |

所属（課等）	市街地整備課
連絡先（内線・外線）	3914・382-9025
環境管理責任推進員	****
環境管理推進員	****
提出日	
当初提出日	令和4年6月17日
上半期提出日	令和4年10月19日
下半期提出日	令和5年4月20日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示**

- 勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	<input type="radio"/>
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

**II 職場研修の実施**

- 原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- 指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回観等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

**III 施設及び設備等の点検**

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。  第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。		公用車	Nバン3台 (R1鈴鹿480う7992・R2鈴鹿480う9520・R2鈴鹿480う9521)  アクティ1台 (H21鈴鹿480あ7411)  N-WGN 1台 (R3鈴鹿580ぞ3354)  ハイゼットダンプ1台 (H22三重480あ9620)  ライトエース1台 (H17鈴鹿400さ314)
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び鈴鹿市公共工事環境配慮指針	<p>地方公共団体は、第10条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない（施行令第8条により読み替え）</p> <p>【対象建設工事】（施行令第2条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○床面積80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体</li> <li>○床面積500m<sup>2</sup>以上の建築物の新築、増築</li> <li>○請負金額1億円以上の建築物の新築、増築、解体</li> <li>○請負金額500万円以上の建築物以外の工作物の解体、新築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「鈴鹿市公共工事環境配慮指針」→土木工事（剪定、除草等管理業務委託を含む。）当初設計金額 5,000千円以上、建築工事 当初設計金額 20,000千円以上の物件は、「環境配慮チェックリスト」を設計書に添付すること。</li> </ul> </li> </ul>	一定規模以上の公共工事	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

#### IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（フルダウンド選択回答）。

実施予定日	実施日
実施人数	訓練員名
名	実施時の写真撮影有無

該当なし

#### V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

徹底している

【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の歩行・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

徹底している

## 【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」

※21% : 令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 →	849	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果  27.1%  徹底されている
年間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 →	3133	

## 【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

（例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55% : 令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	1	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果  50.0%  もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数→	2	

・該当所属のみ入力

## 【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 作成枚数 →	0	【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし
----------------	---	--

## VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

- 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

## 【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

公用車を運転する際にエコドライブを実施するとともに、公用車に標語を貼り、取組みを外部へ向けてPRする。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

一丸となって取り組みました。次年度も意欲的に取り組みます。

## VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

- 該当所属のみ入力

## 【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
自然と共生する社会の構築		自然環境の保全			自然環境とのふれあい
実施施策	「市民の森」として指定することの検討	実施施策 詳細	制度・しくみづくりのための調査・研究	担当G	公園緑地G・管理G
年間計画（P） (当初入力)	鈴鹿フラワーパークフェスタにて地場産業の振興、花苗や枝チップ肥料の無料配布等のイベントを実施する。（継続）				
実施結果（D） (3月入力)	鈴鹿フラワーパークフェスタにて、枝チップ肥料の無料配布をした。また、それ以外にも年2回公共施設で使用するため枝チップ肥料を配布した。				
評価（C） (3月入力)	自然環境の保全に取り組めた。				
改善（A） (3月入力)	公共施設への配布のみ、枝チップ肥料を入れていた土のう袋を廃止し容器を用意し持ち帰ってもらうこととした。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている			次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	①事業の継続

## 【環境基本計画 2】

基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		快適な生活環境の創造		公園・緑地の整備	
実施施策	公園美化ボランティアの募集	実施施策 詳細	①公園美化ボランティアの募集 ②花の植付け・草刈り・清掃等	担当G	公園緑地G・管理G
年間計画（P） (当初入力)	公園美化ボランティアの登録団体を受付し、公園への花苗の支給や草刈作業に対する委託料の支援を実施する。（継続）				
実施結果（D） (3月入力)	公園美化ボランティア団体が2団体増え、新しく公園に花を植えてもらい、公園の景観の美化に努めた。				
評価（C） (3月入力)	生活環境の保全に努めた。				
改善（A） (3月入力)	花苗の植え方が分からないという団体へ指導を行い、初心者も取り組めるようにした。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている			次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	①事業の継続

## VIII 環境管理責任推進員による評価

- 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

## 【R4年度】

## 環境管理責任推進員による総合評価

法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	○

- 上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500m以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	鈴鹿川河川緑地駐車場 337台分
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500m以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	海の見える岸岡山緑地駐車場 44台分
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                  |
|---|------------------|
| ■ | : 当初提出時に入力する箇所   |
| □ | : 上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | : 下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | : 必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500m以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	江島総合スポーツ公園 51台分
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

2	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするとときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。		下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点		

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

施設名称

桜の森公園

## 環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

## 凡例

- |   |                  |
|---|------------------|
| ■ | : 当初提出時に入力する箇所   |
| □ | : 上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | : 下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | : 必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

## III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器となるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために使う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ハウジング式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器	守衛室1台 ダイキンSZRH80BT
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2m以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備(固定して用いるもの)○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	(ディーゼル機関) 使用燃料(軽油) 燃料タンク容量198l
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

## 環境活動報告シート 令和4年度

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500m以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	桜の森公園 120台分
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500m <sup>2</sup> 以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	御座池公園 120台分
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

2	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするとときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500m以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	深谷公園 94台分
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

2	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。	農業集落排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| ■ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
	年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                  |
|---|------------------|
| ■ | : 当初提出時に入力する箇所   |
| □ | : 上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | : 下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | : 必要に応じて適時入力する箇所 |

\*該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	石垣池公園西側：単独/40人槽/分離接触ばっ気方式（3次処理） 石垣池公園 陸上競技場：合併/30人槽/分離接触ばっ気方式 石垣池公園 野球場西：小型合併/16人槽/嫌気ろ床担体流動生物ろ過
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条、第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。  第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	石垣池公園西側：単独/40人槽/分離接触ばっ気方式（3次処理） 石垣池公園 陸上競技場：合併/30人槽/分離接触ばっ気方式 石垣池公園 野球場西：小型合併/16人槽/嫌気ろ床担体流動生物ろ過
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	石垣池公園西側：単独/40人槽/分離接触ばっ気方式（3次処理） 石垣池公園 陸上競技場：合併/30人槽/分離接触ばっ気方式 石垣池公園 野球場西：小型合併/16人槽/嫌気ろ床担体流動生物ろ過
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	石垣池公園西側：単独/40人槽/分離接触ばっ気方式（3次処理） 石垣池公園 陸上競技場：合併/30人槽/分離接触ばっ気方式 石垣池公園 野球場西：小型合併/16人槽/嫌気ろ床担体流動生物ろ過
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

## 環境活動報告シート 令和4年度

5

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	石垣池公園西側：単独/40人槽/分離接触ばつ氣方式（3次処理） 石垣池公園 陸上競技場：合併/30人槽/分離接触ばつ氣方式 石垣池公園 野球場西：小型合併/16人槽/嫌気ろ床担体流動生物ろ過
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500m以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	石垣池公園 256台分
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	土師公園 単独/10人槽/分離接触ばつ氣方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条、第11条	第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。  第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	土師公園 単独/10人槽/分離接触ばつ氣方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	土師公園 単独/10人槽/分離接触ばつ氣方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	土師公園 単独/10人槽/分離接触ばつ氣方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	土師公園 単独/10人槽/分離接触ばつ氣方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                  |
|---|------------------|
| ■ | : 当初提出時に入力する箇所   |
| □ | : 上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | : 下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | : 必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	自由ヶ丘公園 単独/60人槽/分離接触ばっ気方式（3次処理）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条、第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。  第11条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	自由ヶ丘公園 単独/60人槽/分離接触ばっ気方式（3次処理）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	自由ヶ丘公園 単独/60人槽/分離接触ばっ気方式（3次処理）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	自由ヶ丘公園 単独/60人槽/分離接触ばっ気方式（3次処理）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	自由ヶ丘公園 単独/60人槽/分離接触ばっ気方式（3次処理）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	58

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	庄内公園 単独/40人槽/分離接触ばっ気方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条、第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。  第11条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	庄内公園 単独/40人槽/分離接触ばっ気方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	庄内公園 単独/40人槽/分離接触ばっ気方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	庄内公園 単独/40人槽/分離接触ばっ気方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

## 環境活動報告シート 令和4年度

5

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	庄内公園 単独/40人槽/分離接觸ばつ氣方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

■	：当初提出時に入力する箇所
■	：上半期提出時に入力する箇所
■	：下半期提出時に入力する箇所
□	：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	高岡ふれあい公園 合併/10人槽/分離接触ばつ気方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条、第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。  第11条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	高岡ふれあい公園 合併/10人槽/分離接触ばつ気方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	高岡ふれあい公園 合併/10人槽/分離接触ばつ気方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	高岡ふれあい公園 合併/10人槽/分離接触ばつ気方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	高岡ふれあい公園 合併/10人槽/分離接触ばつ気方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

■	：当初提出時に入力する箇所
■	：上半期提出時に入力する箇所
■	：下半期提出時に入力する箇所
□	：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	桜島公園 単独/30人槽/分離接触ばっ気方式（3次処理）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条、第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。  第11条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	桜島公園 単独/30人槽/分離接触ばっ気方式（3次処理）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	桜島公園 単独/30人槽/分離接触ばっ気方式（3次処理）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	桜島公園 単独/30人槽/分離接触ばっ気方式（3次処理）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	桜島公園 単独/30人槽/分離接触ばっ気方式（3次処理）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	62

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	清水公園 合併/20人槽/分離接触ばっ氣方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条、第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。  第11条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	清水公園 合併/20人槽/分離接触ばっ氣方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	清水公園 合併/20人槽/分離接触ばっ氣方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	清水公園 合併/20人槽/分離接触ばっ氣方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	清水公園 合併/20人槽/分離接触ばっ氣方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

施設名称

鈴鹿フラワーパーク 管理棟・中央部

## 環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

## 凡例

■	：当初提出時に入力する箇所
■	：上半期提出時に入力する箇所
■	：下半期提出時に入力する箇所
□	：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

## III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	鈴鹿フラワーパーク第1駐車場：合併/176人槽/接触ばっ気方式 鈴鹿フラワーパーク管理棟：合併/256人槽/接触ばっ気方式（流量調整） 鈴鹿フラワーパーク中央部：合併/50人槽/接触ばっ気方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条、第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第11条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	鈴鹿フラワーパーク第1駐車場：合併/176人槽/接触ばっ気方式 鈴鹿フラワーパーク管理棟：合併/256人槽/接触ばっ気方式（流量調整） 鈴鹿フラワーパーク中央部：合併/50人槽/接触ばっ気方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	鈴鹿フラワーパーク第1駐車場：合併/176人槽/接触ばっ気方式 鈴鹿フラワーパーク管理棟：合併/256人槽/接触ばっ気方式（流量調整） 鈴鹿フラワーパーク中央部：合併/50人槽/接触ばっ気方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	鈴鹿フラワーパーク第1駐車場：合併/176人槽/接触ばっ気方式 鈴鹿フラワーパーク管理棟：合併/256人槽/接触ばっ気方式（流量調整） 鈴鹿フラワーパーク中央部：合併/50人槽/接触ばっ気方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

## 環境活動報告シート 令和4年度

5

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	鈴鹿フワーハーク第1駐車場：合併/176人槽/接触ばっ氣方式 鈴鹿フワーハーク管理棟：合併/256人槽/接触ばっ氣方式（流量調整） 鈴鹿フワーハーク中央部：合併/50人槽/接触ばっ氣方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条（排出水の汚染状態の測定等）	排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。4 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。	①水質汚濁防止法による水質等の測定に則り測定すること。②記録の保存は3年間	鈴鹿フワーハーク第1駐車場：合併/176人槽/接触ばっ氣方式 鈴鹿フワーハーク管理棟：合併/256人槽/接触ばっ氣方式（流量調整） 鈴鹿フワーハーク中央部：合併/50人槽/接触ばっ氣方式
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500m以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	鈴鹿フワーハーク 計215台分(3箇所)
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                  |
|---|------------------|
| ■ | : 当初提出時に入力する箇所   |
| □ | : 上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | : 下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | : 必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	伊船工業団地公園 単独/16人槽/分離接觸ばつ氣方式 (3次処理)
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条、第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。  第11条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	伊船工業団地公園 単独/16人槽/分離接觸ばつ氣方式 (3次処理)
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	伊船工業団地公園 単独/16人槽/分離接觸ばつ氣方式 (3次処理)
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	伊船工業団地公園 単独/16人槽/分離接觸ばつ氣方式 (3次処理)
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

## 環境活動報告シート 令和4年度

5

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	伊船工業団地公園 単独/16人槽/分離接触ばつ氣方式 (3次処理)
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

所属（課等）	建築指導課
連絡先（内線・外線）	3843
環境管理責任推進員	****
環境管理推進員	****
提出日	
当初提出日	令和4年6月7日
上半期提出日	令和4年10月19日
下半期提出日	令和5年4月14日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	<input type="radio"/>
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

### II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

### III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	<p>第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。</p> <p>第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならぬ。</p>		公用車	パートナー 1台/アクティ 1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点		

### IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

## V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

## 【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の歩行・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」

※21%:令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 →	121	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果  3.1%
年間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 →	3928	もう少し努力できる

## 【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

（例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%:令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグ リーン購入（エ コ・グリーン・ GPN商品）を 含む物品を購入 した件数→	85	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果  42.7%
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購 入した件数→	199	もう少し努力できる

・該当所属のみ入力

## 【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度  
作成枚数 → 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

該当なし

## VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

- 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標
通常は業務に差し支えのない範囲で消灯し、使用していない部屋の消灯や廊下等は必要最小限の点灯
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
通常時間の消灯、必要最小限の点灯に取り組むことができた

## VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

- 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】		
基本目標	基本方針	施策
実施施策	実施施策 詳細	担当G
年間計画 (P) (当初入力)		
実施結果 (D) (3月入力)		
評価 (C) (3月入力)		
改善 (A) (3月入力)		
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	

該当なし

## VIII 環境管理責任推進員による評価

- 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (III)	非常訓練 (IV)	所属の目標設定及び実施結果 (VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (VII)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

- 上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                  |
|---|------------------|
| ■ | : 当初提出時に入力する箇所   |
| □ | : 上半期提出時に入力する箇所  |
| □ | : 下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | : 必要に応じて適時入力する箇所 |

所属（課等）	住宅政策課	
連絡先（内線・外線）	059-382-7616	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月17日
	上半期提出日	令和4年10月4日
	下半期提出日	令和5年4月20日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- 勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	<input checked="" type="radio"/>
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	鈴鹿亀山不動産事業協同組合

- 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

### II 職場研修の実施

- 原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- 指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。  第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。		公用車	1台 (H20アクティ)
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するためにを行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したものを除く。）、スマート式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	1台 事務室
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
資源の有効な利用の促進に関する法律 第4条（事業者等の責務）	第1項 建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない 第2項 建設工事の発注者は、その建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない	建設工事の発注	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び鈴鹿市公共工事環境配慮指針	地方公共団体は、第10条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない（施行令第8条により読み替え） 【対象建設工事】（施行令第2条） ○床面積80m <sup>2</sup> 以上の建築物の解体 ○床面積500m <sup>2</sup> 以上の建築物の新築、増築 ○請負金額1億円以上の建築物の新築、増築、解体 ○請負金額500万円以上の建築物以外の工作物の解体、新築 ・「鈴鹿市公共工事環境配慮指針」→土木工事（剪定、除草等管理業務委託を含む。）当初設計金額5,000千円以上、建築工事 当初設計金額20,000千円以上の物件は、「環境配慮チェックリスト」を設計書に添付すること。	一定規模以上の公共工事	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

#### IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	実施人数	実 施 日	訓 練 内 容	実施時の写真撮影有無
				該当なし

## V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

## 【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 3】

森林資源の枯渴を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の歩行・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 6】

森林資源の枯渴を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」

※21%:令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 →	377	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果
年間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 →	2412	15.6% もう少し努力できる

## 【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

（例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%:令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグ リーン購入（エ コ・グリーン・ GPN商品）を 含む物品を購入 した件数→	15	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購 入した件数→	17	88.2% 徹底されている

・該当所属のみ入力

## 【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 作成枚数 →	O	【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

## VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

- 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

## 【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

- 市営住宅の入居説明時において、入居者に家庭ごみの分別・出し方とリサイクル・地球温暖化対策の啓発を行う。  
・空き家所有者等からの相談時に、空き家にあるゴミの処分や環境に配慮した建物管理について啓発を行う。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

- 市営住宅の入居説明時において、入居者に家庭ごみの分別の説明を行った。  
・空き家敷地内にごみが散乱、山積みになっている場合において、所有者等に向けて維持管理を促す通知書にて指導した。  
・リサイクルや地球温暖化対策の啓発は不十分だった。

## VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

- 該当所属のみ入力

## 【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策	実施施策 詳細			担当G	
年間計画 (P) (当初入力)					
実施結果 (D) (3月入力)					
評価 (C) (3月入力)					
改善 (A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)		次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)			

該当なし

## VIII 環境管理責任推進員による評価

- 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

## 【R4年度】

## 環境管理責任推進員による総合評価

法の遵守状況 (III)	非常訓練 (IV)	所属の目標設定及び実施結果 (VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (VII)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

- 上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。		下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点		

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。		下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点		

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。		下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点		

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。		下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点		

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
净化槽法第5条	净化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。		净化槽	安塚：合併処理／長時間曝気方式／960人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点		
2	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
净化槽法第10条、第11条	第10条 净化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。  第11条 净化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。		净化槽	安塚：合併処理／長時間曝気方式／960人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点		
3	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
净化槽法第10条の2	净化槽管理者に変更があったときは、新たに净化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。		净化槽	安塚：合併処理／長時間曝気方式／960人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点		

## 環境活動報告シート 令和4年度

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	安塚：合併処理／長時間曝気方式／960人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	安塚：合併処理／長時間曝気方式／960人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条（排出水の汚染状態の測定等）	排水口を排山し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。4 排出水を排出する者は、当該公共用海域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。	浄化槽／①水質汚濁防止法による水質等の測定に則り測定②記録の保存は3年間	安塚：合併処理／長時間曝気方式／960人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用海域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽（201人槽以上の場合）	安塚：合併処理／長時間曝気方式／960人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。		下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点		

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。		下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点		

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。		下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点		

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。		下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点		

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**III 施設及び設備等の点検**

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条		浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。		浄化槽	桜島：合併処理／接触曝気方式／704人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		
2		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条、第11条		第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。  第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。		浄化槽	桜島：合併処理／接触曝気方式／704人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		
3		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2		浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。		浄化槽	桜島：合併処理／接触曝気方式／704人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

## 環境活動報告シート 令和4年度

4

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	桜島：合併処理／接触曝気方式／704人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	桜島：合併処理／接触曝気方式／704人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条（排出水の汚染状態の測定等）	排水口を排水し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。4 排出水を排出する者は、当該公共用海域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。	浄化槽／①水質汚濁防止法による水質等の測定に則り測定②記録の保存は3年間	桜島：合併処理／接触曝気方式／704人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用海域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽（201人槽以上の場合）	桜島：合併処理／接触曝気方式／704人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| ○ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等				
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法） 第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全</li> <li>●簡易点検・定期点検</li> <li>●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止</li> <li>●点検・整備の記録作成・保存</li> </ul> <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課）</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	空調機器（業務用・第一種特定製品）	2台				
<b>上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）</b>		<b>下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）</b>					
4月～6月 点検実施日 令和4年5月19日	7月～9月 点検実施日 令和4年8月31日	10月～12月 点検実施日 令和4年10月5日	1月～3月 点検実施日 令和5年3月3日				
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ <b>*機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。</b>							
4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） <b>*簡易点検に上乗せして実施するもの</b>						対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力						充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量							
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点					

2

適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択			

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート（令和4年度）**

※原則、小数点第2位まで入力

**凡例**

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ■ | ：当初提出時に入力する箇所   |
| □ | ：上半期提出時に入力する箇所  |
| △ | ：下半期提出時に入力する箇所  |
| □ | ：必要に応じて適時入力する箇所 |

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。		下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点		

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

所属（課等）	公共施設政策課
連絡先（内線・外線）	3259
環境管理責任推進員	****
環境管理推進員	****
提出日	
当初提出日	令和4年6月28日
上半期提出日	令和4年10月31日
下半期提出日	令和5年4月20日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	<input type="radio"/>
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

### II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

### III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	<p>第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。</p> <p>第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならぬ。</p>		公用車	1台 (～R4.9.30 ミニキャブMIEVバッジ) (R4.10.1～ N-VAN)
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	R4.10.1～車両変更	

### IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

## V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

## 【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 4】

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の歩行・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

## 【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」

※21%：令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子 決裁数を入力 →	116	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果  11.7%
年間の電子 決裁を含む全 決裁数を入力 →	992	もう少し努力できる

## 【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

（例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）

空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」

※55%：令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグ リーン購入（エ コ・グリーン・ GPN商品）を 含む物品を購入 した件数→	19	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果  90.5%
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購 入した件数→	21	徹底されている

・該当所属のみ入力

## 【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度  
作成枚数 → 22 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成済み

## VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

- 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

## 【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

環境問題に対する啓発の一環として、公共施設政策課発信メールの署名欄を活用して環境保全に関するメッセージを外部に発信する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

今年度の目標については、概ね実施できた。今後も継続して自課の取組みを外部に向けて発信していく。

## VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

- 該当所属のみ入力

## 【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
循環型社会の構築		4R活動の推進			リサイクルの推進
実施施策	①建設廃棄物の抑制②リサイクル材の利用等環境に配慮した公共施設の修繕工事	実施施策 詳細	修繕工事に伴う建設廃棄物を抑制し、出来る限りリサイクル製品を利用して環境負荷を低減する。	担当G	建築G
年間計画（P） (当初入力)	修繕工事等において、建設廃棄物を抑制すると共にリサイクル製品の利用に努める。				
実施結果（D） (3月入力)	年間に施行した修繕工事等において、建設廃棄物を抑制すると共にリサイクル製品の積極的利用に努めた。				
評価（C） (3月入力)	上記を実施したことで、環境負荷の低減に寄与することができた。				
改善（A） (3月入力)	今後も継続すると共に更なる取組みを行うことで、環境負荷の低減に寄与していく。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)		①事業の継続	

## 【環境基本計画 2】

基本目標		基本方針		施策	
低炭素社会（地球温暖化対策）の推進		新エネ・省エネ機器の導入			新エネ・省エネ機器の導入促進
実施施策	新エネ・省エネ型機器の設置	実施施策 詳細	市内公共施設の建設工事	担当G	設備G
年間計画（P） (当初入力)	公共施設への新エネ・省エネ型機器の設置の検討を積極的に行う。				
実施結果（D） (3月入力)	年間を通して市内公共施設への新エネ・省エネ型機器の設置を実現できた。				
評価（C） (3月入力)	上記を実施したことで、環境負荷の低減に寄与することができた。				
改善（A） (3月入力)	今後も継続すると共に更なる取組みを行うことで、環境負荷の低減に寄与していく。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)		①事業の継続	

## VIII 環境管理責任推進員による評価

- 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

## 【R4年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	○

- 上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。